

# 浦野家通信 7月

〒550-0012  
 大阪市西区立売堀1-9-10  
 HOWAビル701号  
 TEL 06-6536-7560  
 浦野会計事務所  
 第93号  
 発行人: 所員一同



今年も早半年が過ぎましたがいかがお過ごしでしょうか？  
 梅雨明け後には厳しい暑さになるかと思しますので  
 健康には十分にご留意ください



## 7月の 税務

### 7月10日(水)

- ・社会保険の報酬月額算定基礎届の提出
- ・労働保険料の申告・納付
- ・6月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付
- ・納期特例の適用を受けている事業者の源泉所得税の納付(1月～6月分)

### 7月31日(水)

- ・所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請
- ・5月決算法人の申告と納税
- ・11月決算法人の中間申告と納税
- ・8.11.2月決算法人の消費税の3ヶ月ごとの中間申告
- ・6月分社会保険料納付

## free会計のプランが改定されます

旧プラン

新プラン

	ミニマムプラン	ひとり法人
料金	1,980円/月(年払い時) 2,680円/月(月払い時)	2,980円/月(年払い時) 3,980円/月(月払い時)
主な変更点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入金/支払管理レポートなし</li> <li>・資金繰りシミュレーション機能追加</li> <li>・部門数は最大2つまで</li> <li>・メンバー数は1人まで、追加する場合は1人あたり1,000円/月(年払い時)かかる</li> <li>※アドバイザーは人数に含めない</li> </ul>	
	ベーシックプラン	スタータープラン
料金	3,980円/月(年払い時) 5,280円/月(月払い時)	5,480円/月(年払い時) 7,280円/月(月払い時)
主な変更点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求書の一括作成が可能</li> <li>・カスタムレポートなし</li> <li>・部門数無制限、階層1段階まで</li> </ul>	

法人版のfree会計プランが  
 リニューアルされます。  
 それに伴いプラン内容  
 及び金額も改定されます。  
 freeのホーム画面にて  
 契約更新日なども  
 分かりますので  
 一度ご確認ください。

更新日は法人によって  
 異なります。更新日を  
 迎えるとプランが自動的に  
 変更され支払いが  
 発生してしまいますので、  
 事前に確認しておきましょう。

# 納付書以外で国税を納付するには

キャッシュレス決済の普及により国税庁では効率化とコスト抑制などの観点により令和6年5月以降に送付する分から、送付の対象者を見直し、**納付書の事前の送付を取りやめる**こととしています。

納付書による納付ができなくなるわけではないのですが以下の方については前記したように納付書が届かなくなるため、納付書で納めていた方については不便を感じると思います。そこで今回は、納付書以外のキャッシュレスによる国税の納付方法をご紹介します。

## ◎納付書が届かなくなる対象者

- e-Taxにより申告書を提出（電子申告）している法人
- e-Taxによる申告書の提出（電子申告）が義務化されている法人
- e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人
- 「納付書」を使用しない次の手段により納付されている法人・個人
- ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）をしている
- 振替納税をしている
- インターネットバンキング等による納付をしている
- クレジットカード納付をしている
- スマホアプリ納付をしている
- コンビニ納付（QRコード）をしている



## ◎キャッシュレス決済による納付の方法

### (1) ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）

事前にe-Taxの開始手続を行った上で、税務署にダイレクト納付利用届出書を提出いただくことで、納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は指定した期日に口座引落しを行い納付する方法です。

### (2) インターネットバンキング等

インターネットバンキングやATMから納付する方法です。ご利用に当たっては、事前にe-Taxの利用開始手続を行った上で、次のいずれかの手続を行う必要があります。

- ① e-Taxに納付情報を登録することで発行される納付区分番号を使用し、電子納税する（登録方式）
- ② 納付区分番号に相当する番号（納付目的コード）をご自身で入力し、電子納税する（入力方式）

### (3) クレジットカード納付

インターネットを利用して「国税クレジットカードお支払いサイト」から納付する方法です。

### (4) コンビニ納付（QRコード）

国税庁ホームページで提供する作成システムから、納付に必要な情報をQRコードとして作成（印刷）し、コンビニエンスストアで納付する方法です。

（注）納付できる金額は30万円以下となります。

他にもアプリ納付やコンビニ納付（バーコード納付）などもありますので、納付の際はご相談ください！

